

の賠償責任は、損害の事由が生じた日までに利用者に発生した本サービスの利用料金の総額又は本サービスの利用者の1年間の利用料金相当額のいずれか少ないとします。なお、本サービスが無償で利用されている場合、上限は1万円とします。

第7節 雜則

第19条.反社会的勢力の排除

1. 利用者及び当社は、自己及び自己の役員が利用契約締結時現在及び将来において、反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等構造団体又は特殊知能暴力団、その他これらに準ずる者をいいます。以下同じです)に該当せず、また、反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有しないことを表明し、保証します。
 - 1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係。
 - 2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係。
 - 3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつてするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められる関係。
 - 4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係。
 - 5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係。
2. 利用者及び当社は、以下の各号の一にでも該当する行為を現在行っておらず、将来も行わないことを確約します。
 - 1) 暴力的な要求行為。
 - 2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - 3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
 - 4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を棄損し、又は相手方の業務を妨害する行為。
 - 5) その他前各号に準ずる行為。
3. 利用者及び当社は、相手方が前二項に違反することが判明した場合には、何らの催告を要せず、利用契約を含む利用者と当社との間の全ての契約の全部又は一部を解除することができます。
4. 利用者又は当社が本条の規定により利用契約その他の利用者及び当社間の契約を解除した場合には、本条に違反した相手方に損害が生じても解除をした当事者は何らこれを賠償又は補償する責任を負わないものとし、また、かかる解除により解除をした当事者に損害が生じたときは、相手方は、その損害を賠償するものとします。

第20条.完全合意

本利用規約等は、本利用規約等に含まれる事項に関する当社と利用者との完全な合意を構成し、口頭又は書面を問わず、本利用規約等に含まれる事項に関する当社と利用者との事前の合意、表明及び了解に優先します。また、本利用規約等に含まれない事項については、別途書面にて合意した場合を除き、合意しなかったものとみなします。

第21条.分離可能性及び有効性

1. 本利用規約等のいずれかの条項又は一部が、法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本利用規約等の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有し、当社及び利用者は、当該無効若しくは執行不能の条項又は部分を適法とし、執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該無効若しくは執行不能な条項又は部分の趣旨並びに法律的及び経済的に同等の効果を確保するよう努めるものとします。
2. 本利用規約等のいずれかの条項又は一部が、ある利用者との関係で無効とされ、又は取り消された場合でも、当該条項又は一部は、その他の利用者との関係では有効とします。

第22条.存続規定

第6条第2項、第3項、第5項乃至第8項及び第12項乃至第20項、第8条第2項、第9条、第10条第2項及び第3項、第11条、第12条、第13条第3項及び第5項、第15条、第16条第3項、第17条、第18条、第19条第4項並びに第20条乃至第24条の規定は利用契約の終了後も有効に存続するものとします。

第23条.準拠法

本利用規約等、及びこれに関する一切の事項については、日本国法を準拠法とし、本利用規約等は、日本国法に従って解釈されるものとします。

第24条.合意管轄裁判所

本サービスに関する問題が生じた場合、両者は誠意を持って協議するものとし、協議しても解決しない場合には東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。